

農林水産委員会会議記録（第1号）

令和6年 6月27日

福島県議会

1 日時

令和6年 6月27日(木曜)

午前 10時59分 開会

午後 1時29分 散会

2 場所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長	水野透	副委員長	佐藤徹哉
委員	亀岡義尚	委員	満山喜一
委員	椎根健雄	委員	宮本しづえ
委員	伊藤達也	委員	半沢雄助
委員	木村謙一郎		

5 議事の経過概要

(午前 10時59分 開会)

水野透委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、満山喜一委員、椎根健雄委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外2件である。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

水野透委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課大竹主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったため、新任者を紹介願う。

（技監、政策監、次長は自己紹介、その他は政策監または次長より紹介）

水野透委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、農林水産部長の説明を求める。

農林水産部長

（別紙「6月県議会定例会農林水産委員会農林水産部長説明要旨」により説明）

水野透委員長

続いて、農林総務課長の説明を求める。

農林総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

水野透委員長

以上で説明が終了したので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

家畜の排せつ物の実態調査について、調査間隔を10年から5年に短縮するとの説明があった。家畜の排せつ物の管理においては、これまでも厳しい規定が設けられてきた経過があるが、この実態調査の目的を聞く。

環境保全農業課長

家畜排せつ物管理方法等実態調査事業は、家畜排せつ物法の管理技術が守られているか等について確認することを目的としており、これまで平成21年及び令和元年に調査が実施されている。

今回、調査間隔が10年から5年に短縮されるが、これは家畜排せつ物法に基づく管理基準の実施状況を確認するほか、国において温室効果ガス排出量を国連に報告することとなっているため、温室効果ガスの構成要因である家畜排せつ物に関する管理がどのように変化しているかについて、より精緻に把握する必要性が生じたことが理由となっている。

宮本しづえ委員

温暖化対策としても適正に管理していく必要があり、そのための調査であるとの説明だったが、温室効果ガス排出量はどのような状態だと適正とされるのか。

環境保全農業課長

家畜排せつ物は、発酵する過程でメタンなどの温室効果ガスを発生させるが、例えば強制的な攪拌や好気性の微生物を投入して発酵を促進させることで、温室効果ガスの排出を削減できることが分かっている。悪臭防止等の観点からも、そうした技術が徐々に増加している傾向にあり、その状況を確認している。

宮本しづえ委員

メタンガスは二酸化炭素よりも温室効果が何倍も高いため、メタンガスを減らしていくための適正な管理の在り方を指導していく目的だと理解した。より適切に管理されること自体は必要だと思うため、農家へしっかりと指導願う。

須賀川農業普及所の移転事業について、建築工事の設計にミスがあったとのことだった。間違いが起きることは避けられないかもしれないが、今回を教訓とした再発防止策があれば聞く。また、既に契約を結んでいた事業者は、契約解除によって事業計画の大きな変更を余儀なくされた。これに対する何らかの補償が当然発生すると思うが、いつの時点でどのようになされるのか。

農業振興課長

再発防止策について、今回の工事は土木部で設計しているが、ミスが起こりやすい箇所、具体的にはシステムを使わずに手入力している箇所でミスを起こしてしまったため、これについては再度、複数回チェックする体制を執っていくこととしている。また、本事業を担当しているのは農林水産部であるため、当部においても土

木部から必要な書類を提供してもらい、複数回にわたって設計を確認していきたいと考えている。また、5月14日付で契約解除となった建設事業者に対しては、かかった経費を賠償する方向で話を進めている。

宮本しづえ委員

次の定例会で賠償に関する議案が提出されると考えてよいか。

農業振興課長

賠償については項目ごとの内容を確認している段階である。現在調整中であることを理解願う。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

今定例会の本会議でも質問があった福島市の先達山のメガソーラー発電に関しては、異様さが非常に増しているように思う。6月2日の大雨による土砂災害において、県北農林事務所が一旦工事の中止を命じたが、違法行為ではないとの理由で工事の中止命令が撤回されてしまった。私は、この判断で本当によかったのかと思う。

本会議においても知事は、素掘りの側溝は三面コンクリートの側溝にするよう指示しているため問題ないとの趣旨の答弁をしていたが、現場は本当にそのような状況になっているのか。県はどう確認して答弁したのか詳しく聞く。

森林保全課長

先達山において出先機関が当初中止を指示した件については、現場における泥水の流出状況や事業者による対策が適切であるか本庁と出先機関で調整を行った結果、基準に適合していることを確認している。引き続き、本庁と出先機関の連携を強化しながら、安全が確保されるよう事業者を適切に指導していきたい。

また、今後の雨に対する安全性について、先達山の林地開発における調節池や水路の設置に関しては森林法の規定及び関係する基準を満たしているが、今後泥水等

が発生しないよう、引き続き事業者を指導していく。

宮本しづえ委員

泥水が発生しないよう事業者を指導していくとのことだが、せっかく設置した調節池に水が流れ込まない状況が起きると、我々一般市民からすれば何のための調節池なのか、なぜこんな事態になるのかと思ってしまう。そのため、工事そのものが本当に適切に指導されているのか疑問を持たざるを得ない。

今回泥水が詰まってしまった素掘りの側溝は三面側溝に変えるのかもしれないが、ほかの箇所と同様の事態が生じる可能性はないのか。素掘りの側溝はまだ残っているとも聞いているが、本当なのか。

森林保全課長

先日の雨によって水路が閉塞した件は、現地の雨量計によると短時間で強度の雨が降ったために起きたものである。そのため、工程を見直して閉塞した水路をコンクリート水路にする工事を進め、これについては既に完了している。そのほかの地区においても工事の進捗を見ながら、仮設ではなくコンクリート水路に置き換える対策を指導することで、安全な工事に努めていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

ほかの箇所でもそのように指導していくということは、やはり素掘りの側溝は存在しているのだと思う。

今ほどの短時間で強度の雨との答弁について、河川法など様々な法律によって審査したのだと思うが、降雨強度式で計算したときに今回の雨は想定外だと言えるのか。

森林保全課長

今回被災した水路は仮設の水路だが、本設の水路は10年確率時間雨量に耐え得る設計となっている。今回の雨は時間雨量換算で30mm程度と聞いているため、非常に強かったと考えている。

宮本しづえ委員

福島市民からすると、あの雨が想定外に強かったとは受け止めていない。今後線状降水帯などが増えてくると予想される中、想定外では済まない事態も起こり得る。課長の答弁は、今の基準からすると想定を超える雨だったとの意味だと思うが、基準そのものが現在の自然の脅威に対応できなくなっているため、市民感覚との間に

大きなギャップが生まれてしまう。あの程度の雨で被災してしまえば、線状降水帯が発生したときには一体何が起きるのだろうかと住民は皆心配している。

そのため、国の審査基準そのものが現在の気候変動に対応できていないとの認識に立つ必要があり、市民の安全を守る立場でどのような指導が必要かを考えることが許可権者である県の役割だと思う。私もこれまで本会議において、降雨強度式の見直しを求めてきたが、国の基準が変わらない状況の中、大きな人的被害がなく済んだ今回の災害を契機と捉え、今後に活かしていくことが県には求められているのではないかと。

一旦工事を中止した上で、雨が降れば調節池に水がしっかりと流れ込むような対策を早急に事業者に指示し、安全が確認されなければ工事を再開させるべきではないと思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

林地開発許可に当たっては、森林法にのっとった許可基準により審査し、基準に合致していれば許可しなければならない。県としては、工事の間の仮設部分において最低限土砂が出ないように、安全を確保しながら工事を行うように指導していきたいと考えている。

宮本しづえ委員

次長の答弁は至極当然の話である。国の法体系そのものが現在の気候変動に十分に対応できていない下で県民の安全をいかに確保するのか、そこに現場の判断と工夫、そして努力が求められており、その認識が必要ではないかと思うが、この点についてはどうか。

次長（森林林業担当）

委員指摘のとおりであり、県としてもその認識を十分受け止めている。現場において土砂災害や大雨を常に念頭に置きながら、今回のような泥水を出さない形で工事を進めるよう厳しく指導していきたいと考えている。

宮本しづえ委員

そのとおりだと思う。そうであれば一旦工事を中止し、安全対策を確認した上で再開するよう事業者には指導すべきと思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

事業者に対する指導に関しては、定期的に現状を報告させるとともに、雨が降っ

た際に必要な対策について、例えば土側溝の大きさ等を確認しながら指導していき  
たいと考えている。

宮本しづえ委員

今の答弁を聞いて市民が安心できるかと言えば、私はできないと思う。現在の法  
体系の中で難しさがあることは承知しているが、現場で対策できることはしっかりと  
行ってほしい。下流域の住民は、今回以上の大雨が降ったときには大変な災害が  
起きるかもしれないとの不安の中で生活しなければならない。今から約半世紀前、  
あの地域では3人が亡くなる大変な土砂災害が起きた。だからこそ、地域住民は土  
砂災害に非常に敏感であり、かつ危機感を持っている。その不安にしっかりと応える  
ような行政の指導がなければ、住民は安心して暮らせない。この件について今日は  
これ以上述べないが、それほどの問題であることをしっかりと踏まえて対応願う。

同じ林地開発に関して、郡山市逢瀬地区のメガソーラー発電設備工事において違  
法行為があったとの内部告発が、この事業の関係者から私の元に届いた。膨大な資  
料が送られてきたため何事かと思ったが、要するにしっかりとした工事が行われて  
いなかったようである。農林事務所の中間検査は主に書類検査であるため、十分な  
転圧がされないままに工事が進められているとの趣旨の内部告発だったが、このよ  
うな手抜き工事をされたら住民はたまったものではない。

この内部告発の文書は県も受領していると聞いているが、このような違法行為が  
確認された事業について、県はどのように対応しているのか。

森林保全課長

今ほどの委員指摘の件については、県にも告発文書が届いており、内容について  
事業者にも事実確認した結果、不正行為を行ったことを認めている。現在は不正行為  
の内容について確認するとともに、今後は不正行為が是正されるまで厳しく指導し、  
本来あるべき工事の姿に戻していく。

あわせて、現在林地開発工事を行っている箇所について、8月までに中間確認に  
より現場の状況を確認しながら、不正行為の未然防止に取り組むこととしている。

宮本しづえ委員

事業者も認めたとのことだが、もう既に工事は終了して発電も開始されている。  
このような違法行為がまかり通ってはならず、本来ならば刑事告発に値するほどの  
案件ではないかと思うが、そうした対応を取っていないのはなぜか。



森林保全課長

当該不正案件については経済産業省に報告しており、経済産業省において、その状況を判断した上で処分するものと考えている。

宮本しづえ委員

F I T（固定価格買取制度）の事業認可は経済産業省が行うため、事業の適格性を最終的に判断するのも経済産業省であるとの意味だと思うが、開発許可を出した計画どおりに事業が行われなかったことにより起きた事案であり、その関係で県の責任はどうなるのか。

森林保全課長

本来、許可案件については事業者の責任において適正に工事すべきものと考えているが、今回このような不適切な工事が発覚したため、先ほども述べたとおり、中間確認を行うことで不正工事を未然に防ぐよう努めている。

宮本しづえ委員

ほかの箇所についてそのように対応していくことは当然だと思うため、しっかり中間確認を実施して適正な工事が行われるよう指導願う。また、経済産業省においては、どのように対応することになるのか。

森林保全課長

経済産業省において不適切であると判断した場合は、交付しているF I Tの交付金の返還を違反者に命じることになるかと聞いている。

宮本しづえ委員

その対応は当然である。それのみであればあまりにも甘過ぎであり適切でないと考えるため、県からも厳正な対処を求めてもらいたい。

現在、米の店頭価格がなぜか一気に上昇している。業務用米の価格高騰が起きているのではないかとの見方もされているが、これが農家の収入増には全くつながっておらず、流通に何か異常が起きていると思わざるを得ない。この状況について、県はどのように把握しているのか。

水田畑作課長

国の見解によると、国内での需要に対する在庫量は約26%であり、いわゆるコロナ禍前の状況と変わりがなく逼迫はしていないとのことである。

宮本しづえ委員

逼迫していないにもかかわらず末端価格が急騰してしまうのには原因があるはずである。国もそのようなコメントだけ出して済む話ではなく、原因をしっかりと究明して対策を取らなければならない。米が余っているとあれほど言われ、減反も進められてきた中、店頭価格が2倍近くまで上昇しているのは明らかに異常であるため、適正な米の流通に早く戻していく必要がある。

国内の食料自給率がカロリーベースで38%しかない中、米だけは十分に自給可能とされてきたが、在庫も十分にあるはずの米で価格高騰が起きてしまうと、これからの食料事情に非常に不安を持ってしまう。世界的に食料事情が激変しているため、小麦やトウモロコシなどでも同様のことが起きる可能性がある。先日、NHKがトウモロコシについて特集していたが、日本はトウモロコシの市場で買い負けしていると報道されており、本当に深刻だと感じた。今回は流通の問題だとしても、そもそもの自給率をしっかりと確保しておくことが何よりの安全保障であるとの立場で、改めて県内の自給率を引き上げることに真剣に取り組んでいく必要があると思うが、どうか。

農林企画課長

県内の食料自給率の向上について、まずは耕作する人材を育成し、限られた農地の中で少しでも多く食料を生産できるよう、生産基盤の拡大やスマート農業の推進などの取組により食料自給率の向上に努めている。

宮本しづえ委員

県が事業化している内容の説明だと思うが、今の答弁には危機感がない。本県の食料自給率もカロリーベースで75%しかいないため、この問題についてはより危機感を持って取り組む必要があると思う。

国が改正した食料・農業・農村基本法は、自給率そのものを棚上げしており、今の事態に全く対応できていない。その中で本県はどうするのが今問われている。農家の大部分は家族経営であり、全ての農業生産者を応援することを基本に据えた支援策に本気で取り組むことが非常に大事だと思うため、そのことを強く求めておきたいが、どうか。

農林企画課長

改正食料・農業・農村基本法は先月成立し、今年5月に施行されているが、具体的な取組については、来春頃までに基本計画を改定して示していくこととなっている

る。県としても、そうした動きを踏まえながら具体的な政策を組み立て、食料自給率の向上に寄与していきたいと考えている。

半沢雄助委員

先日の県内調査の際に気になった点をいくつか確認する。ゆうやけベリーを栽培している（有）そらの社や、防霜ファンや多目的防災網を整備している白河市の果樹農家の現状を聞く中で、設備投資する際は補助金が出るものの更新時には助成がなく、場合によっては多額の借金を抱えて設備を更新し、その借金返済のために営農する羽目になってしまうとの話があった。国も絡む問題であるため県が単独で考えるのは難しいが、個人で頑張っている農家に何か支援ができないものかと率直に思っているため、現時点で支援策や考えがあれば聞く。

水野透委員長

質問の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後 1 時とする。

（午後 0 時 休憩）

（午後 0 時 5 9 分 開議）

水野透委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

午前中の半沢委員の質問に対する答弁を求める。

園芸課長

施設や設備等の更新に対する支援について、生産者から要望が寄せられていることは承知しているが、一般的に国庫事業等では施設や設備の単純更新は補助対象にならないのが現状である。県では、生産者から補助事業の活用について相談を受けた際に、現在の経営状況や今後の経営改善計画、課題等について話を聞きながら、設備更新のタイミングで生産の規模拡大や機能向上などにつながるような機械へのアップグレード等を提案するなど、補助事業の活用も含めてきめ細かに支援している。今後も、生産者から相談を受けた際には引き続き支援していきたい。

半沢雄助委員

大規模な法人であれば、施設の減価償却を見越し、更新費用も含めた上で販売することが体力的にも可能だと思うが、個人や小規模な法人になるとなかなか難しいと思う。個人的には経営上そこまでの余裕がないとの話しか聞いたことがないが、小規模でも更新費用を積み立てることができた等の事例があれば聞く。

農業担い手課長

県では昨年4月に福島県農業経営・就農支援センターを立ち上げ、経営の相談についても対応しているところである。委員指摘のとおり、設備更新は非常に計画的に進めていかなければ資金繰りに悩んでしまうため、センターにおいて資金繰りに対する目標、計画などを助言するほか、補助事業の活用も視野に入れながら、融資や自己資本を組み合わせることで経営を継続できるよう支援している。

半沢雄助委員

この件は農業従事者にとって大きな課題であるため、例えば補助事業の対象拡充や制度の利便性向上について、国へ要請することも必要だと思う。現状でできる支援は引き続き継続しながら、場合によっては農家の声を国に上げていくよう要望する。

次に、先日の調査特別委員会において福島大学の小山教授を参考人招致した際、穀物の値段が世界的に非常に上がっており、今や輸入するよりも国内で生産したほうが安いとの話を聞いた。背景はさておき、食料自給率を上げる意味でも大豆や麦などの穀物生産を県内でも一定程度進めてよいのではないかと率直に思ったが、その点に関して考えがあれば聞く。

水田畑作課長

穀類の中でも輸入依存度が高い麦、大豆だが、県でも令和5年度から、県産麦、大豆等の畑作物の生産を振興する予算を措置している。県内の有名な食品事業者からも県内の麦を使いたいとの要望を受けているため、連携して生産向上に努めているところである。

半沢雄助委員

先日須賀川市へ会派で調査に行った際に、国で実施している畑地化促進事業について、最低でも5年に1回は水張りしていなければならないなどの縛りがあるため、使い勝手が悪いとの声が地元農家から上がっていると聞いた。畑地は水田よりも面

積当たりの収益が少ないため、補助金がないと経営が大変なようだが、その辺りも含めた支援は現在実施しているのか。

水田畑作課長

水田で畑作物などを栽培した場合、販売収入のほかに交付金が支給されており、収入のうち相当な割合を占めている。本来、品質のよい作物を多収穫したほうが収入は増えるため、農林事務所を通じ、そうした生産性向上に向けた技術指導をしているところである。

半沢雄助委員

単価が上がって収益が安定してくれば農家も助かると思うため、引き続き支援願う。

小山教授からは、業務用米として本県産米が結構利用されているだろうとの話もあった。その場合は品質が重要になり、産地によって品質にばらつきがあると業者や料亭としても扱いつらくなるが、一定程度の品質が担保されれば使い勝手もかなりよくなるとのことだった。そのため、品質を維持していく取組が必要になると思うが、現状そうした取組はあるのか。

水田畑作課長

本県では7割近くが業務用米として流通しているが、その産地は農協や民間業者単位で分かれており、それぞれの産地で栽培暦など生産技術を統一しながら栽培している。農林事務所は産地の栽培暦に合った指導をしているところである。

半沢雄助委員

私の実家も米農家であり、同じ品種であれば全部混ぜられて出荷されてしまうことに父が不満を持っていたことを覚えているが、その一方で高品質を維持していくことも大変だと感じている。対策は一筋縄ではいかないかもしれないが、昔は品質のレベルが今よりも細かく区分けされていたと聞いたことがあるため、そのような取組も必要ではないかと思う。この点について考えがあれば聞く。

水田畑作課長

現在の米の流通状況は多様化している。JAに出荷する農家もいる一方で、ECサイトの使い勝手が大幅よくなっているため、こだわりのある米農家は独自の流通先を確保しており、それぞれのニーズに応じた品質を確保して取り組んでいる。

宮本しづえ委員

先ほど、半沢委員から設備更新に対する補助について質問があったが、初期投資は補助対象になるものの、更新や修繕は対象外との答弁だった。更新時期などを含めた経営相談には応じているとのことだが、今の仕組みで本当によいのかと思っている。

国も県も大規模化、スマート化を推進しているが、特にスマート化が加速していけば、新たな設備が次々に出てくると思う。それがよいかどうかは別にして、目まぐるしく設備等が変化するに当たり何らかの支援策を考えておかなければ、スマート農業そのものが成り立っていかないのではないかと。視察先でどこからも同じ要望が出ており、私も何とかしなければならなかったため、ぜひ検討願うが、どうか。

#### 農業担い手課長

福島県農業経営・就農支援センターにおいて、本人の経営発展の道筋をしっかりと聞きながら話を進めているが、経営の維持あるいは発展に向かっていくためには機械の更新が必要な場面も出てくるため、借入れや補助事業の活用などを提案しているところである。補助事業は単年度予算で組んでいるため、補助の時期をなかなか約束できるものではないが、あらかじめ要望を聞きながらその目的に沿った補助事業などを案内しており、あわせて、自己負担分の準備についても話をしている。

#### 宮本しづえ委員

補助事業の活用とのことだが、設備更新が補助対象外となっていることとの関係を整理して答弁願う。

#### 農業担い手課長

委員指摘のとおり、単純更新などの場合は補助対象になっていないのが現状であるため、本人の考える経営発展の方向に見合う補助事業を案内しているところである。

#### 宮本しづえ委員

機械に新たな機能を付加する場合は補助対象になる可能性もあるとの意味だと思いが、そうなる結果的に規模の拡大を迫られることにつながりかねない。農産物の価格が上がっていれば、借金しても償還は可能かもしれないが、今の農家の収入はそこまで多くない。まして米農家の田植機に新たな機能を付加すれば、恐らく1,000万円近くになってしまう。その状況の中で補助事業を紹介されても選択しよ

うがないと思う。何を選択するかは農家の判断になるが、あらゆる選択に対応できるような補助の在り方を検討する必要がある。恐らく国の補助事業の仕組みがそうなっているため、そのような答弁しかできないのだと思うが、国はあくまでも大規模化の推進に見合った補助しか用意していないため、家族経営も含めた小規模経営が維持できるような補助の仕組みを検討すべきだと要望しておく。

県としては、国が実施していないため補助は難しいとの考えなのか、それとも検討課題だと考えているのか。

#### 農業担い手課長

少し論点がずれてしまうかもしれないが、担い手が非常に減ってきている現状の中で、農家には今後も農業を続けてもらいたいとの思いを持っていることは間違いない。米の値段については乱高下を繰り返しているが、所得をしっかりと確保していくため、米偏重の農業から園芸や畜産を取り入れた複合経営への転換を推進し、支援しているところである。

#### 宮本しづえ委員

稲作だけでは生活できないことを認めたような答弁だが、何十町歩も請け負ってればそれだけで手いっぱいである。その中で園芸も取り入れるよう本当に提案するのか。米にしても園芸にしても、それだけでしっかり生活が成り立つ経営になるような政策が必要との立場で農家を支援しなければ、農業は継続できないと思う。ましてスマート農業になれば初期投資の額がまるきり違う。先日聞いた話だと、ゆうやけベリーを栽培するハウスだけで1棟300万円とのことだった。高架式にできれば確かに作業は楽だと言っていたが、その場合は2,000万円かかるようであり、その投資はとても無理であるため、腰が痛くて大変でもこの方法で栽培するしかないとの話だった。それでも温度管理など一定のハイテク機器も入っており、その更新となると非常に大変だと思う。県はそのような農家の苦労をしっかり受け止め、ぜひ支援策を検討願う。

先日、国において建設業法の改正が行われた。いかにして建設労働者を確保するのか、多重下請構造の下で労務単価をどう保障していくのかとの観点で我々は早く公契約制度をつくるべきだと求めてきた経過があるが、今回の改正により公契約制度に近い制度になっていくものと期待している。

今回の改正は農業土木においても当然適用されると思うが、発注者である県は標

準労務費を末端まで支払うようどのように徹底を図っていくのか。

農林技術課長

労務単価については、3月に労務費の改定を行い、全49工種の平均で5.2%アップしたところである。上昇率は全国平均と比べて多少低くなっているが、単価自体は全国第9位と高い状況となっている。このことを各受注業者にも伝え、適正な労務費が支払われるよう指導していきたいと考えている。

宮本しづえ委員

労務単価が高く設定されたことは歓迎したいと思うが、実際にその単価どおりに労働者へ支払われていることをどのような方法で確認するのが一番重要である。国会での議論を聞く限り、国がこの方法をどこまで指示しているのか明確には分からなかったが、せつかく労務単価を上げたのであれば、それが確実に労働者へ支払われないと意味がない。これを徹底することで、3Kと言われる建設労働者をしっかり確保できるよう今回の改正を生かしていく必要があると思う。そのため、県は発注者として、その仕組みを土木部とも相談しながらつくってほしいと思うが、そのような協議はしているのか。

農林技術課長

労務単価の決定に当たっては、業者から聞き取りを行い、実際に支払われている単価により改定を行っていると聞いている。また、国土交通省において、賃金の支払い状況を調査すると聞いているため、今後国の動きを見ながら対応していきたい。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

本日は以上で委員会を終わる。

明6月28日は現地調査を行うため、各委員は作業服を着用の上、午前9時10分までに本庁舎東玄関に参集願う。

7月2日は午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案の採決についてである。

これをもって散会する。



(午後 1時29分 散会)